

那覇市健康増進法施行要綱

令和元年5月21日部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)の施行に関し、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康・栄養調査の調査世帯の指定の通知)

第2条 省令第2条第2項の規定による通知は、国民健康・栄養調査の調査世帯指定通知書(第1号様式)によるものとする。

(栄養指導員による指導)

第3条 法第19条の栄養指導員は、法第18条第1項第2号の指導を行ったときは、給食施設栄養指導票(第2号様式)を当該指導を行った施設の管理者に交付するものとする。

(給食施設の届出)

第4条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める書類を保健所長に提出して行うものとする。

(1) 法第20条第1項の規定による届出 給食施設開始・再開届(第3号様式)

(2) 法第20条第2項前段の規定による届出 給食施設変更届(第4号様式)

(3) 法第20条第2項後段の規定による届出 給食施設休止・廃止届(第5号様式)

2 法第20条第2項後段の規定による休止の届出をした者は、その事業を再開したときは、再開の日から1月以内に、給食施設開始・再開届を保健所長に提出するものとする。

第5条 多数給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を提供する施設をいう。第7条において同じ。)の設置者は、その事業の開始の日から1月以内に、給食施設開始・再開届により保健所長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更を生じたときは、当該変

更あった日から1月以内に、給食施設変更届を保健所長に提出するものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、その事業を休止し、又は廃止したときは当該休止又は廃止をした日から1月以内に、給食施設休止・廃止届を保健所長に届け出るものとする。

4 前項の規定による休止の届出をした者は、その事業を再開したときは、当該再開をした日から1月以内に、給食施設開始・再開届を保健所長に提出するものとする。

(給食施設の報告)

第6条 法第20条第1項の特定給食施設又は多数給食施設の設置者又は管理者は、給食施設現況及び栄養定期報告書(第6号様式)を毎年7月31日までに提出するものとする。

(管理栄養士必置施設の指定の通知)

第7条 保健所長は、法第21条第1項の規定による指定をしたときは、管理栄養士必置施設指定通知書(第6号様式)により設置者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。